

平成25年度定期監査結果報告

1 監査根拠

本監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施したものである。

2 実施期間 平成26年1月24日

3 監査対象課等

消防本部、魚津消防署、滑川消防署、上市消防署

4 監査対象事項

各課等の事務事業の執行について、財務事務監査を中心に、行政監査的要素も含め実施した。特に重点を置いた事項は、次のとおりである。

- (1) 職員の配置及び事務分担について
- (2) 主な事業の進捗状況について
- (3) 収納事務の適正性及び収入未済の状況について
- (4) 支出事務について(旅費、食糧費、委託料、使用料及び賃借料)
- (5) 備品の管理状況について(1件10万円以上)
- (6) 工事発注状況について(1件1,000万円以上)

5 監査の方法

平成25年12月末日現在における各所管の事務事業について、あらかじめ監査資料の提出を求め、その資料をもとにして関係書類及び諸帳簿等について、内容を審査するとともに相互の整合性についても確認した。併せて、監査対象課から説明を聴取するとともに、例月出納検査の内容も参考にした。

6 監査の結果

今回の監査にあたっては、事務事業の執行状況についての実態の把握とその執行状況の適否を審査することに監査の主眼をおき実施した結果、事務事業の執行については、関係法令に準拠して適切に処理されていた。引き続き、本部、各署の周辺環境の整備等に努め、併せて住民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるよう、消防・救助・救急体制の充実、強化を図られたい。

監査の概要は、以下のとおりである。

(1) 職員の配置及び事務分担について

- (本部) 28 (17) 人 ※ () は兼務職員数
(魚津署) 40人
(滑川署) 33人
(上市署) 25人

(2) 主な事業の進捗状況について

適正な競争入札の執行により、事業の遂行がなされている。

(3) 収納事務の適正性と収入未済の状況について

款	予算額			調定額 B	収入済額 C	収入未済額 D(B-C)	予算対比 C/A	調定対比 C/B
	当初	補正 (繰越額)	計 A					
1. 分担金及び負担金	959,010,000	△ 34663000	924,347,000	898,058,000	898,058,000	0	97.16%	100.00%
2. 使用料及び手数料	1,900,000	0	1,900,000	1,497,900	1,486,050	11850	78.21%	99.21%
3. 県支出金	7,141,000	0	7,141,000			0		
4. 繰越金	1,000	14000	15,000	15,369	15,369	0	102.46%	100.00%
5. 諸収入	28,000	0	28,000	8,399	8,399	0	30.00%	100.00%
6. 組合債	161,900,000	144800000	1,609,900,000			0		
7. 国庫支出金		94198000	94,198,000			0		
合計	1,129,980,000	1,507,549,000	2,637,529,000	899,579,668	899,567,818	11,850	34.11%	100.00%

① 収納事務について

財務規則等に基づき適正に処理されている。

② 収入未済状況について

財務規則等に基づき適正に処理されている。

(4) 支出事務について

款	予算額			支出済額 B	予算残額 C(A-B)	予算対比 B/A
	当初	補正 (繰越額)	計 A			
1. 議会費	303,000	0	303,000	131,301	171,699	43.3%
2. 総務費	301,000	0	301,000	105,453	195,547	35.0%
3. 消防費	1,127,876,000	1507549000	2,635,425,000	939,814,306	1,695,610,694	35.7%
4. 公債費	500,000	0	500,000		500,000	0.0%
5. 予備費	1,000,000	0	1,000,000		1,000,000	0.0%
合計	1,129,980,000	1,507,549,000	2,637,529,000	940,051,060	1,697,477,940	35.6%

旅費、食糧費、委託料、使用料及び賃借料いずれも目的に従い、適正に執行されている。委託料、賃借料などの随意契約にあたっては、前年度の契約を安易に踏襲することなく、業務内容の見直しや見積内容の精査を行い、常に費用対効果を念頭に置きながら、適正な事務の執行に努めていただきたい。

(5) 備品の管理状況について（1件10万円以上）

その他の備品については、計画的な整備が図られ、また、その管理についても適正であると認められる。

(6) 工事発注状況について（1件1,000万円以上）

適正な競争入札の執行により、事業の遂行がなされている。